平成24年度

グラフで見る
千葉県の
労働災害の現状

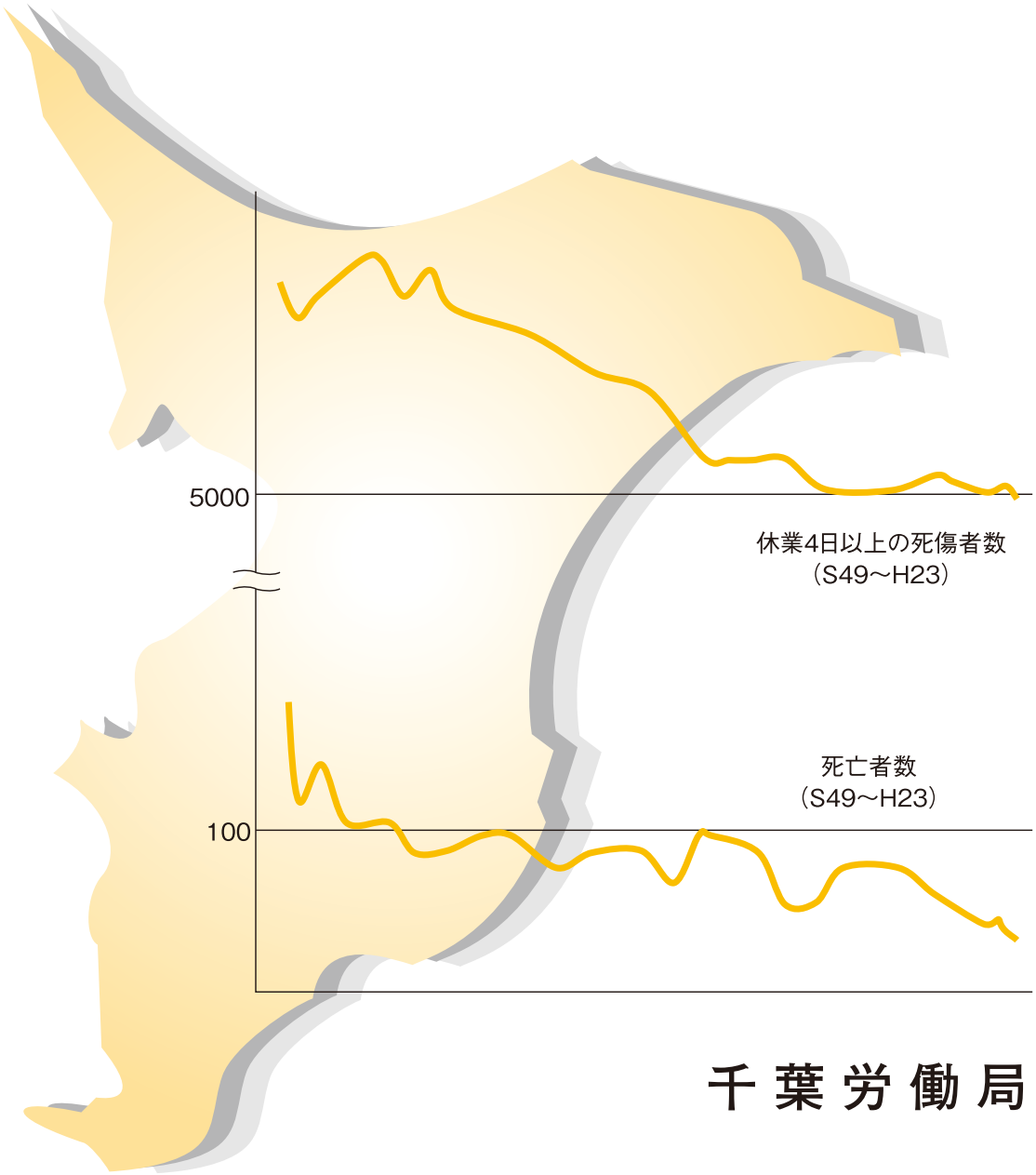

千葉労働局

労働災害の現状

平成24年度全国安全週間　７月１日～７日
スローガン

ルールを守る安全職場
みんなで目指すゼロ災害

目　次

1　はしがき …… 1
2　減少傾向に陰りがみられる労働災害 …… 2
3　死傷者数の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業 …… 4
4　死亡災害の多い建設業、製造業 …… 5
5　繰り返される在来型労働災害 …… 6
6　業種によって異なる災害発生のパターン …… 8
7　監督署別の労働災害発生状況 …… 10
8　高齢者・中小企業に多い死亡災害 …… 11
9　依然として増加傾向の有所見率 …… 12
10　高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等… 13
11　平成23年の主な死亡災害 …… 14
12　資料（事故の型・起因物分類コード表） …… 18
千葉労働局　第11次労働災害防止計画の概要 …… 巻末

1　はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向しています。平成23年（未確定値）には死傷災害が前年同期比2.8%増の95,986件となっていますが、死亡災害は前年同期比12.9%減の1,004件となり、大幅な減少が認められます。一度に３人以上の労働者が死傷する重大災害については、前年同期比5.1%増の246件と増加している状況です。

千葉県内における労働災害については、平成23年は死傷災害が前年比1.9%減の4922件、死亡災害が前年比25.0%減の33件となり、死亡災害は大幅に減少しました。
事故の型では、依然として転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害といった在来型の災害が半数以上を占めており、安全衛生管理活動の推進の停滞が懸念される状況にあります。

労働者の健康状況については、定期健康診断の結果、48.9%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、肝機能、血圧等にかかる有所見率が高くなっています。

全国ではメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50.4%（平成22年（独）労働政策研究・研修機構「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」）にとどまっており、千葉労働局では平成22年度千葉県内の労働者100名以上の事業場に対し「メンタルヘルス対策自主点検」を実施した結果、回答事業場の87.6%は何らかの対策に取り組んでいるもののすべての対策を講じている事業場は17.3%にとどまっていることが分かりました。

更に、平成23年度における過重労働等を原因とした精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災請求件数も依然として高い水準となっています。

石綿に係る健康管理手帳の新規交付数は、平成23年は94件で対前年比9.6%減少しましたが、肺がん、中皮腫等の同関連疾患に係る労災請求については、平成18年度に50件と急増し、それ以後も高水準で推移する状況になっています。

＜平成24年度主要対策＞

１　減少傾向を示さない業種、重点業種における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業に対する労働災害防止対策
- 第三次産業に対する労働災害防止対策
- 建設業、食料品及び金属製品製造業に対する労働災害防止対策

２　除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

昨年の東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業従事者の健康障害防止を進めます。

３　労働者の健康確保対策

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害及び定期健康診断の有所見者が増加していることから、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知を図り、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの活用等により、対策を進めます。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

この冊子が労働災害、健康障害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

2 減少傾向に陰りがみられる労働災害

1．全　国

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和36年の481,686人（休業8日以上の死傷者数）をピークとして減少してきましたが、近年は減少傾向に陰りもみられました。「災害に学ぶ」時代ではなくなってきており、潜在する危険性を事前評価した上でその対策の優先度を決定し対策を講じていくリスクアセスメントの手法が重要視されています。

全国における死傷者数の推移（全産業）

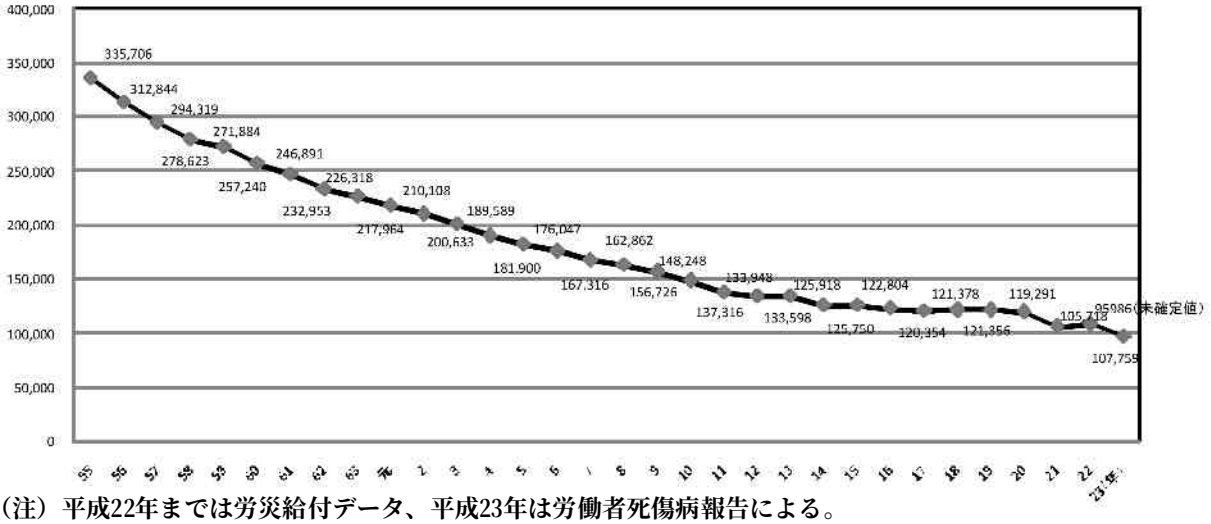

（注）平成22年までは労災給付データ、平成23年は労働者死傷病報告による。

全国における死亡者数の推移（全産業）

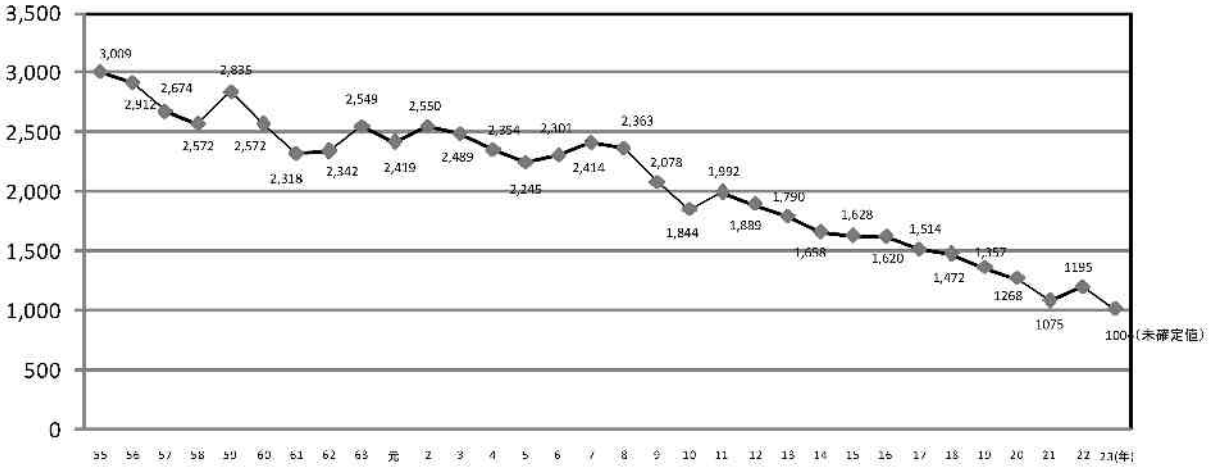

２．千葉県内

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成23年は労働安全衛生法施行（昭和47年）以来、最少となりました。

死亡者数は、昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、その後も減少傾向を示しています。平成23年は前年比11人減となり、大幅な減少となりました。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）

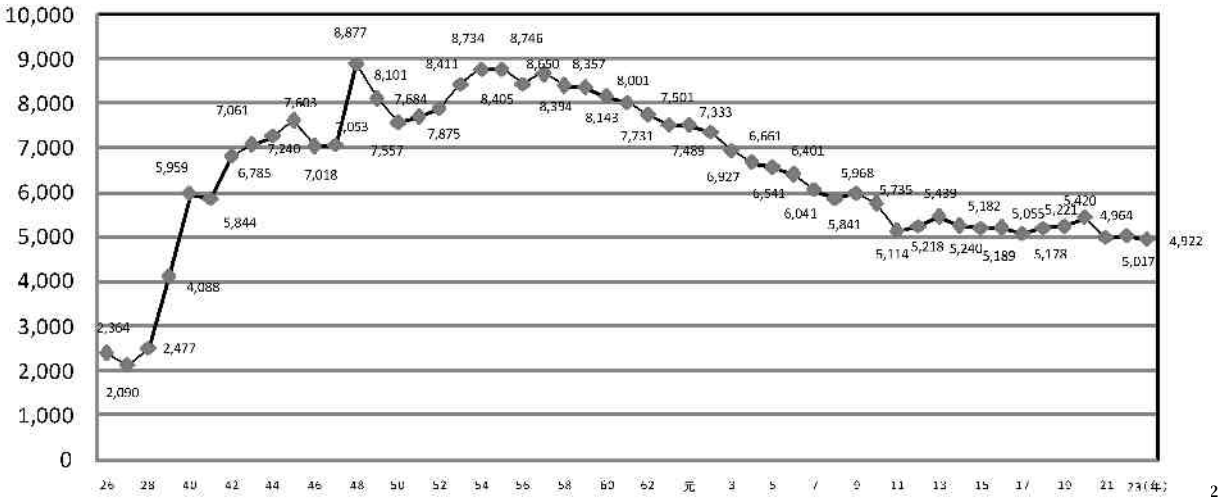

（注）昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。
平成18年までは労災給付データ、平成19年以降は労働者死傷病報告による。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）

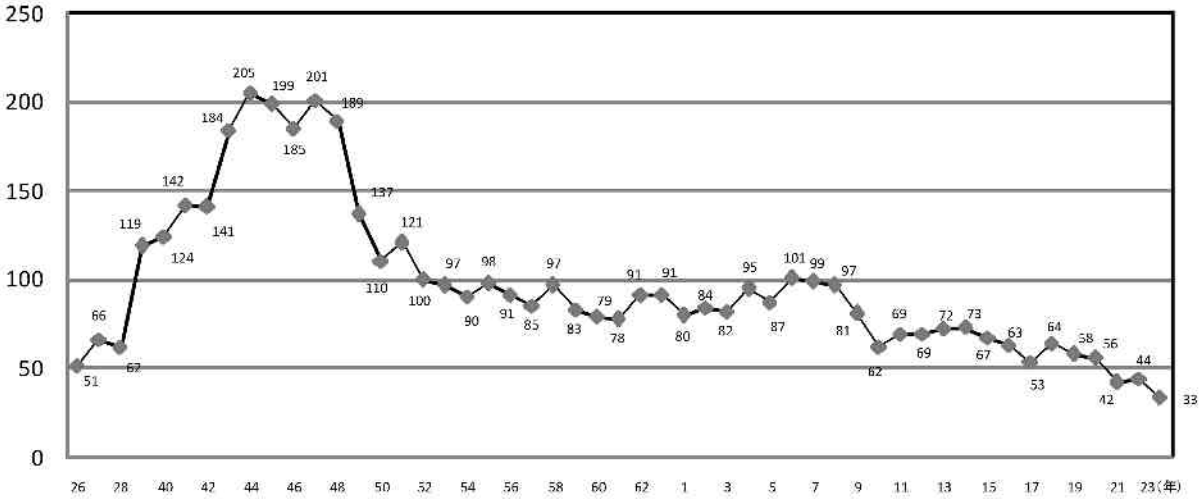

③ 死傷者の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業

平成23年は、前年と比べ95人（1.9%）減少し、再び5,000人を下回りました。

業種別では、平成23年も例年どおり製造業、建設業、運輸交通貨物業の3業種（2,522人）が全産業の半数以上（51.2%）を占めています。（労働者死傷病報告による。）

近年、第三次産業における労働災害は増加傾向となっています。

業種別・年別死傷者数

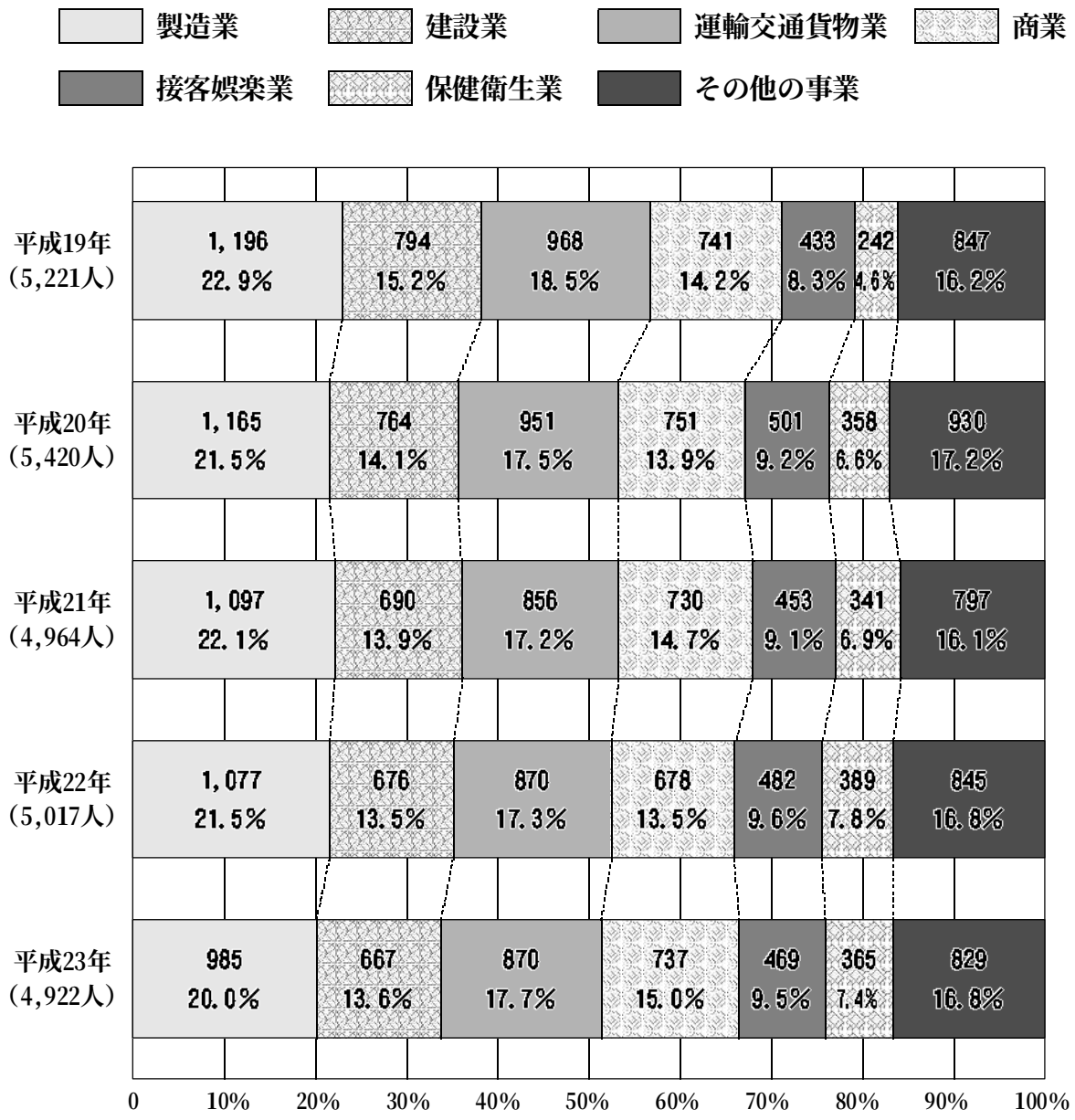

（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

4 死亡災害の多い建設業、製造業

平成23年の死亡災害は前年より11名減少し、とりわけ建設業で大幅な減少をみることができました。

それでも、全産業における建設業の占める割合は33.3%、製造業の占める割合は24.2%でこの2業種で57.5%に達しています。（労働者死傷病報告による。）

業種別・年別死亡災害発生状況

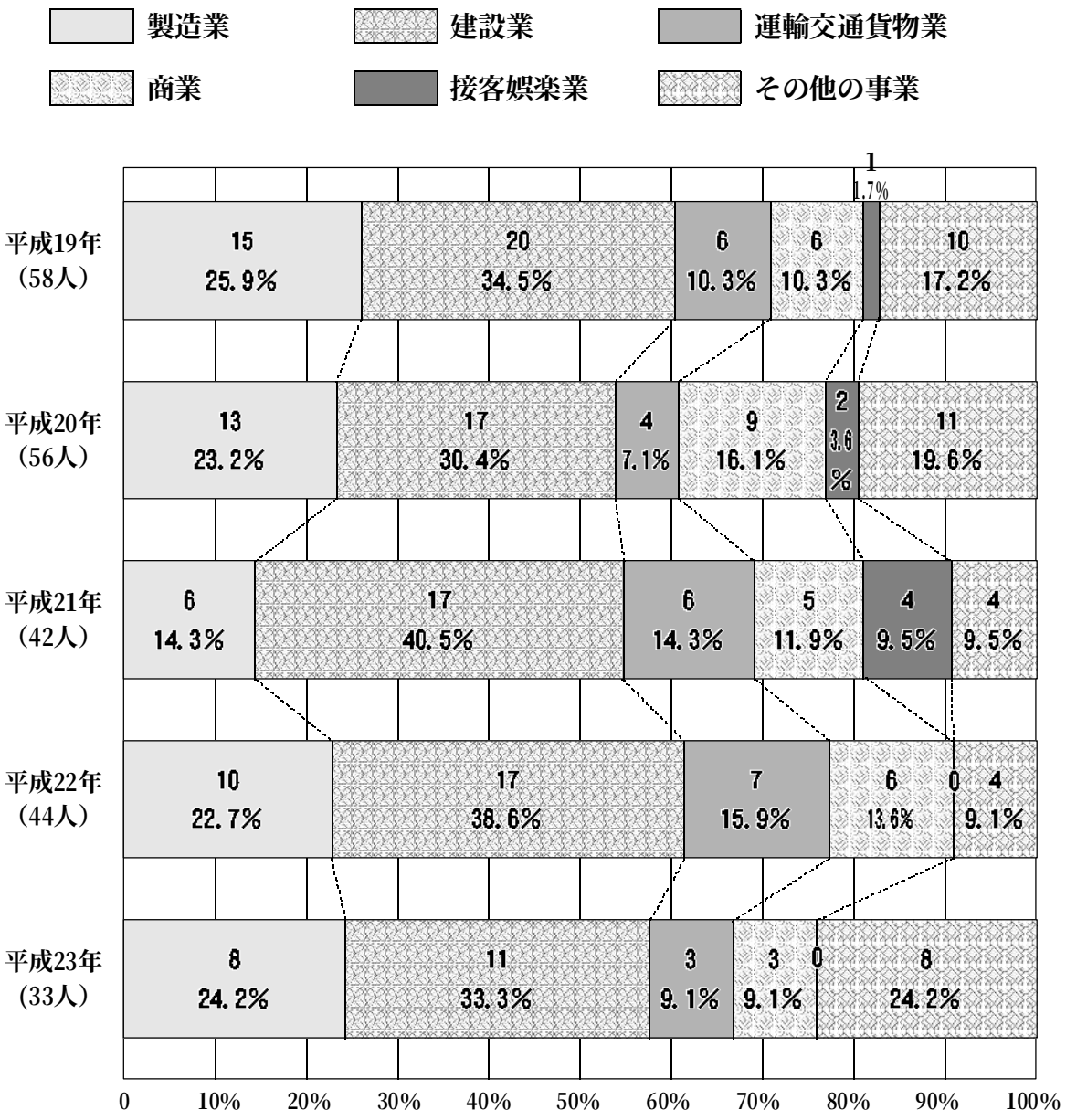

（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

5 繰り返される在来型労働災害

1．死傷災害

平成23年における千葉県内の死傷者数（休業4日以上）を、事故の型別でみると、墜落・転落、転倒、挟まれ・巻き込まれで全体の51.0%を占めています。

起因物別では、仮設物・建築物等、人力機械・用具等、動力クレーン・動力運搬機で全体の51.7%を占めています。（労働者死傷病報告による。）

事故の型別死傷災害発生状況

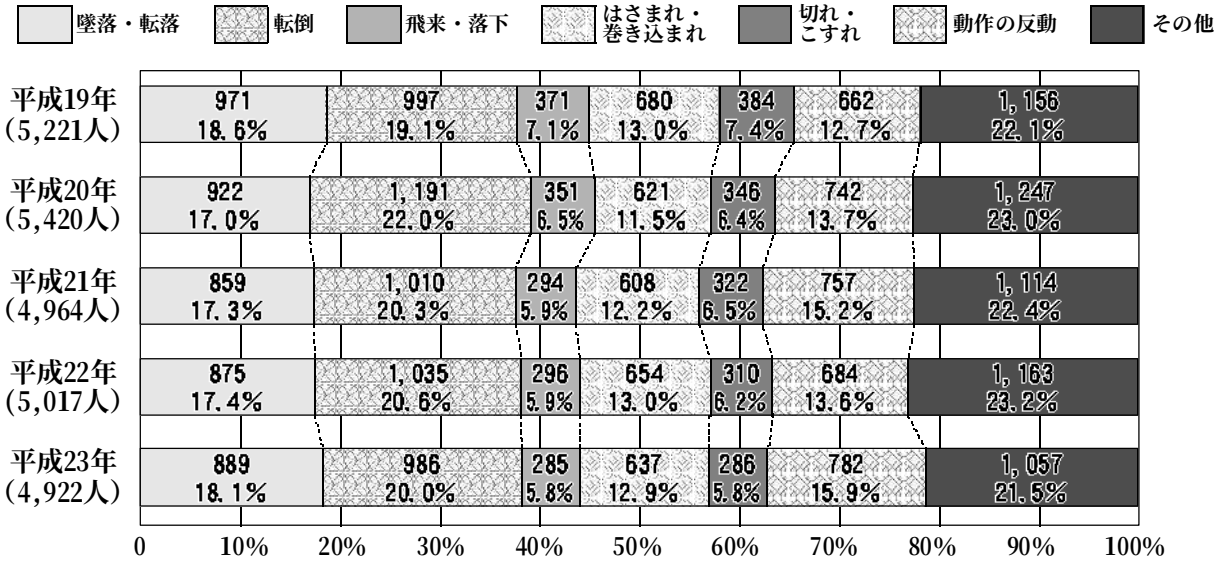

事故の型分類は18、19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況

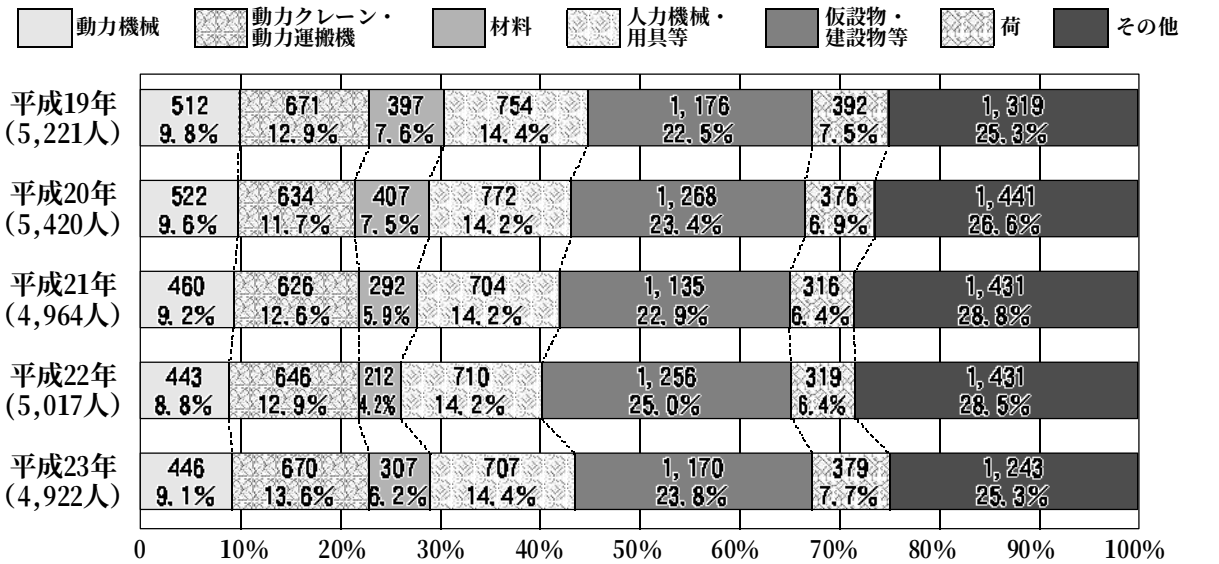

起因物分類は20ページ参照

２．死亡災害

事故の型別については、墜落・転落が減少傾向にあるものの、依然として高い割合を占めています。

起因物別では、仮設物・建築物等と動力運搬機が依然として高い割合を占めています。（労働者死傷病報告による。）

事故の型別・年別死亡災害発生状況

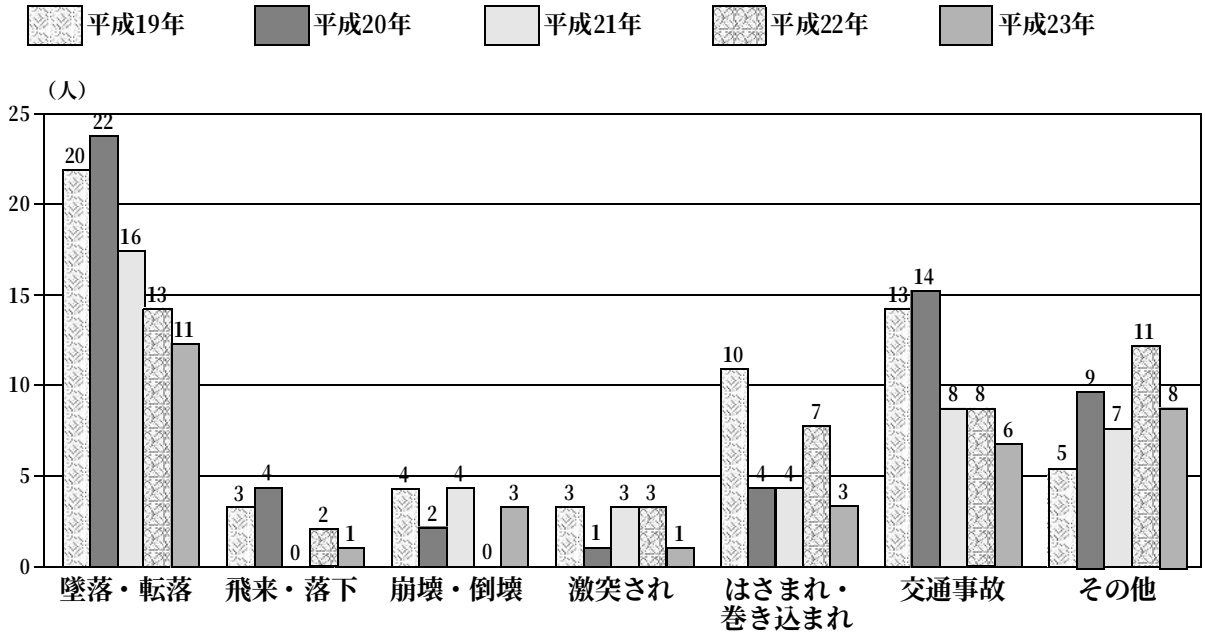

起因物別・年別死亡災害発生状況

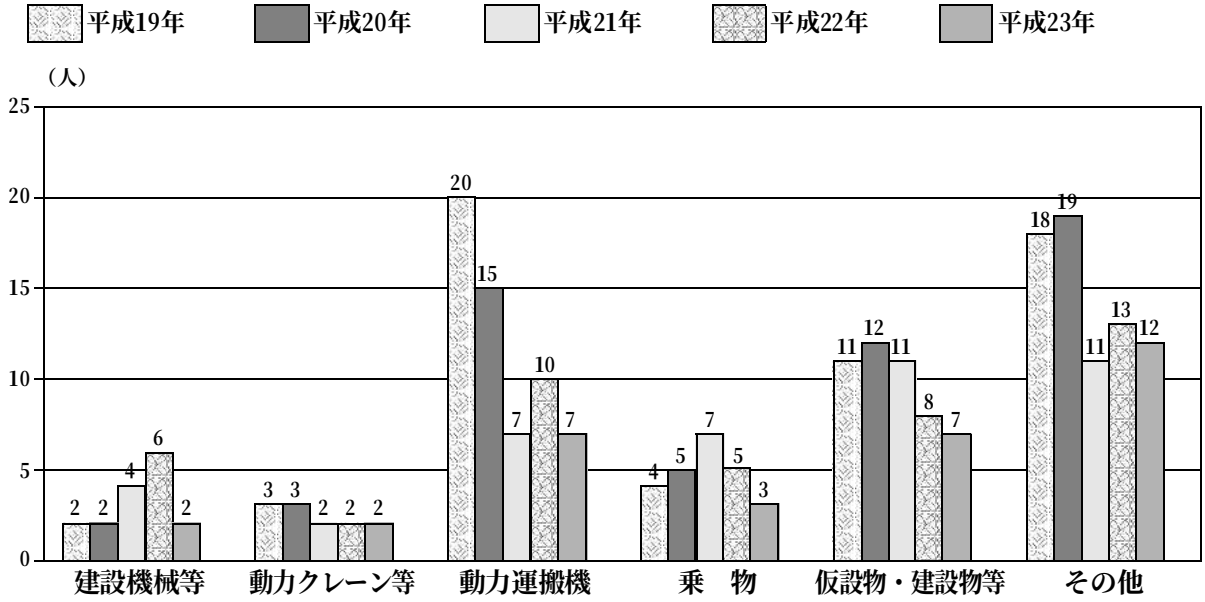

⑥ 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

事故の型別では、食料品製造業が食品加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害や床で転倒する災害が、建設業では、建築物等からの墜落・転落が多く占めています。

金属製品製造業では、クレーンや金属加工用機械にはさまれる災害が、陸上貨物運送業では、トラックの荷台等から墜落・転落災害が多数発生しています。

1．事故の型別（労働者死傷病報告による。）

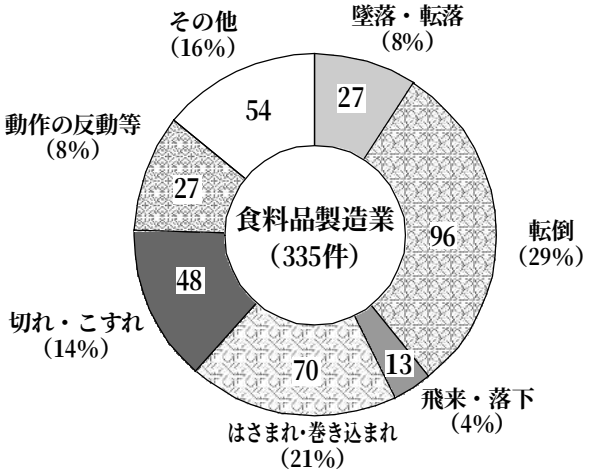

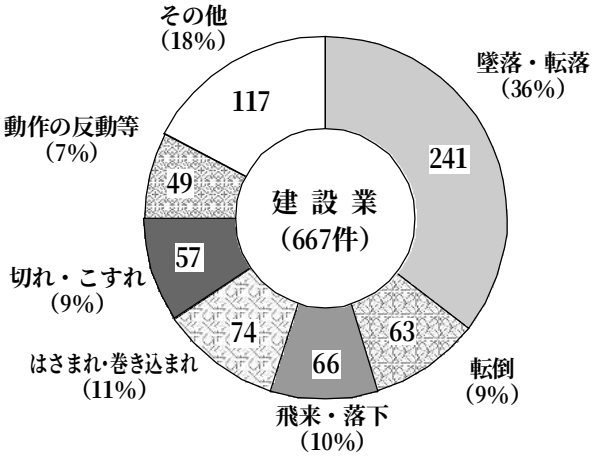

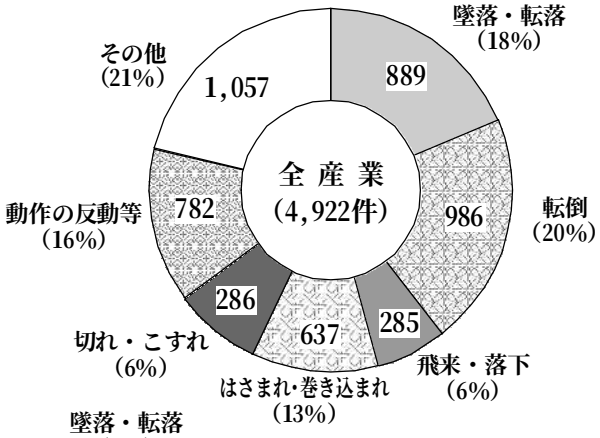

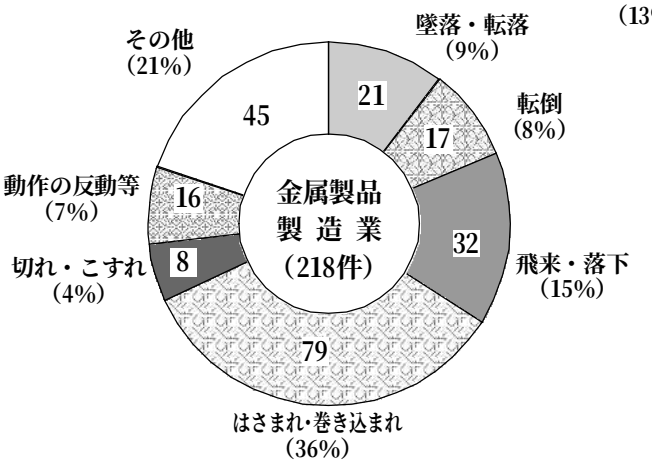

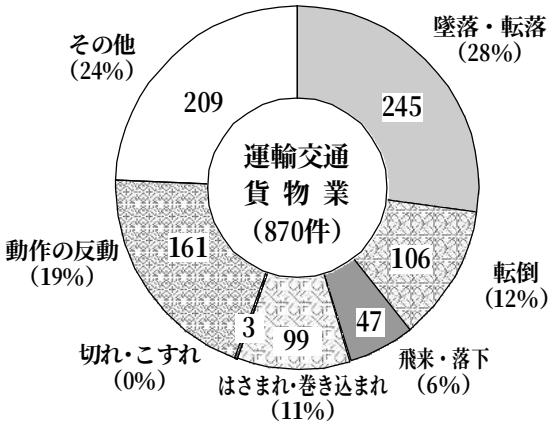

（注）運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

2．起因物別（労働者死傷病報告による。）

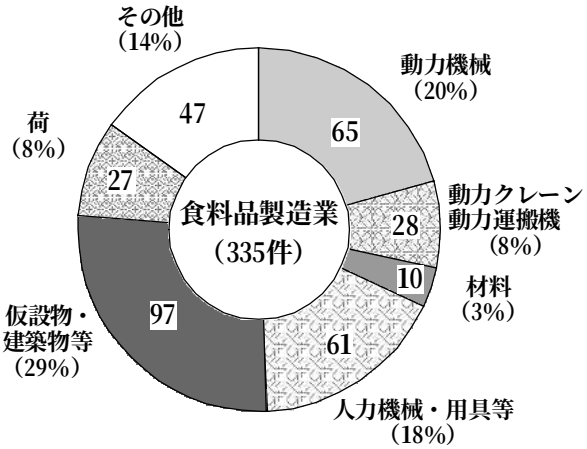

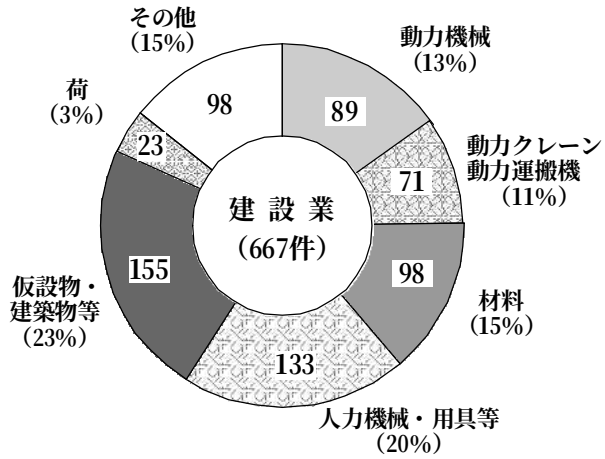

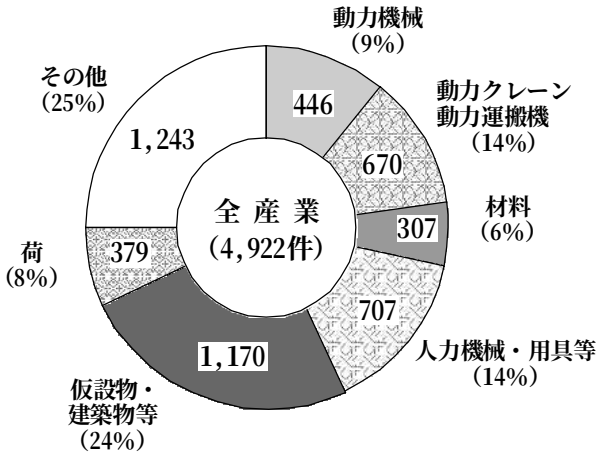

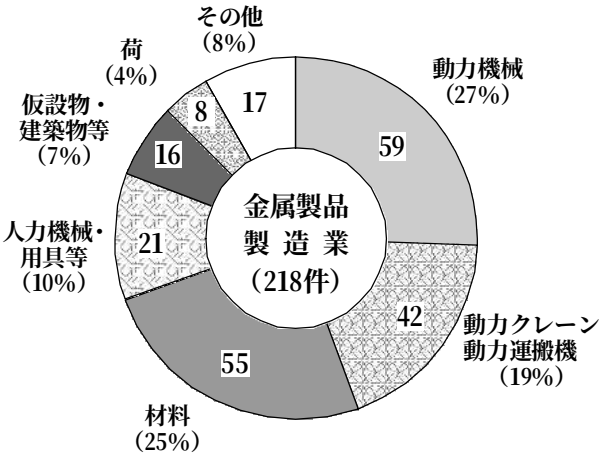

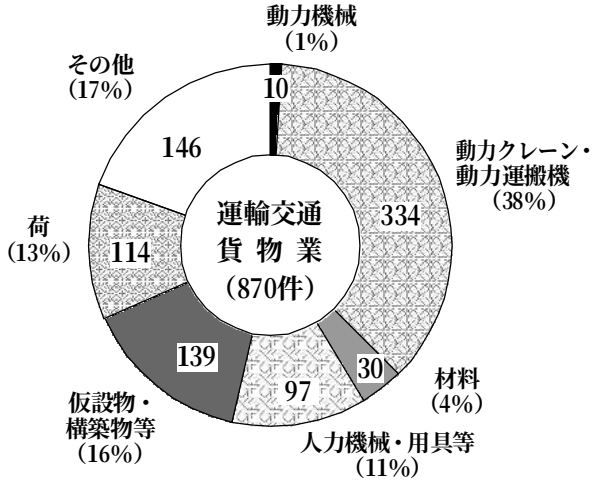

（注）運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

7 監督署別の労働災害発生状況

休業災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の6割以上の労働災害が発生しています。（労働者死傷病報告による。）

1．死傷災害

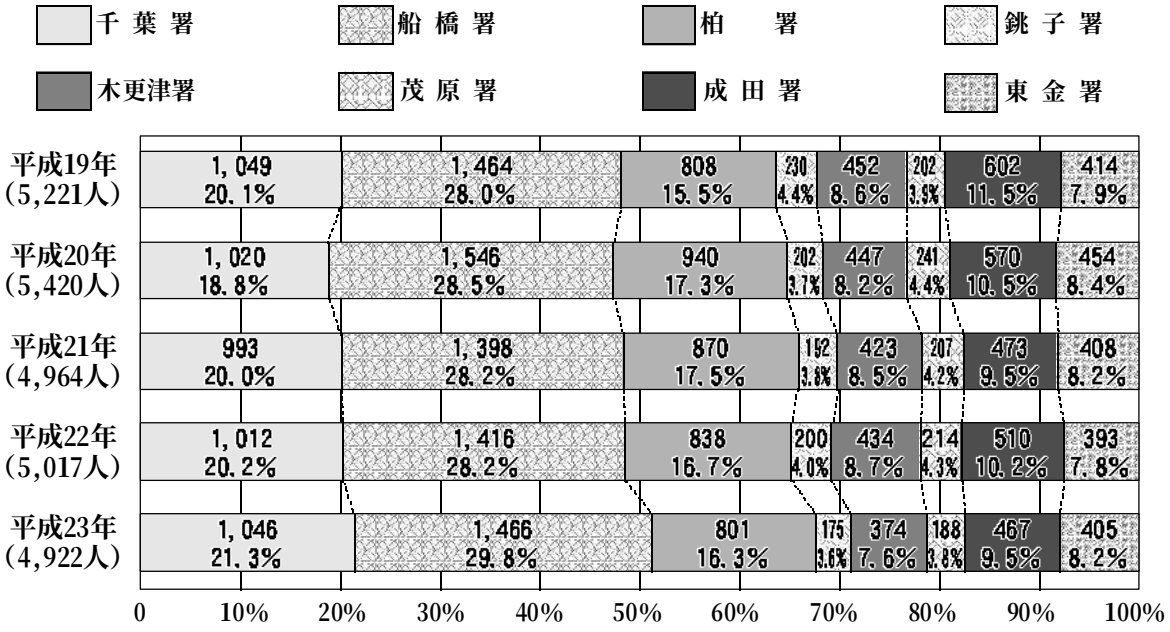

2．死亡災害

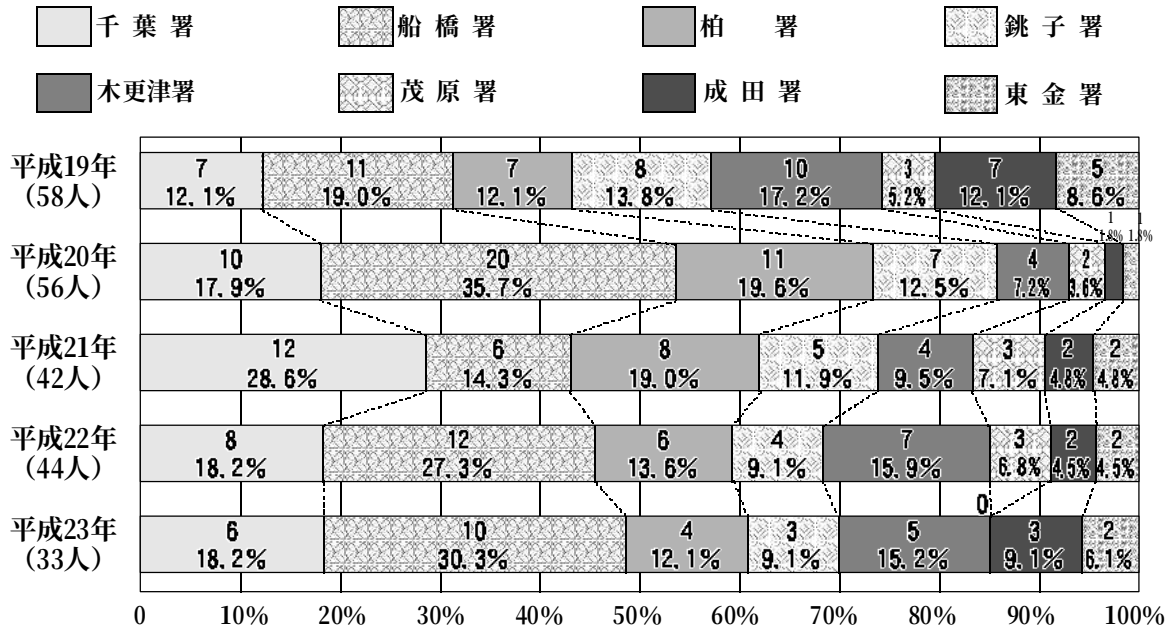

⑧ 高齢者・中小企業に多い死亡災害

全産業では、50歳以上の死亡者数が約63.6%を占めています。事業場規模別では労働者50人未満の中小企業で約93.9%を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が多数発生しています。

労働者数が29人以下の事業場で働く労働者の割合が約5割であるのに、死亡者の割合は約9割を占めています。（労働者死傷病報告による。）

(1) 年　齢　別

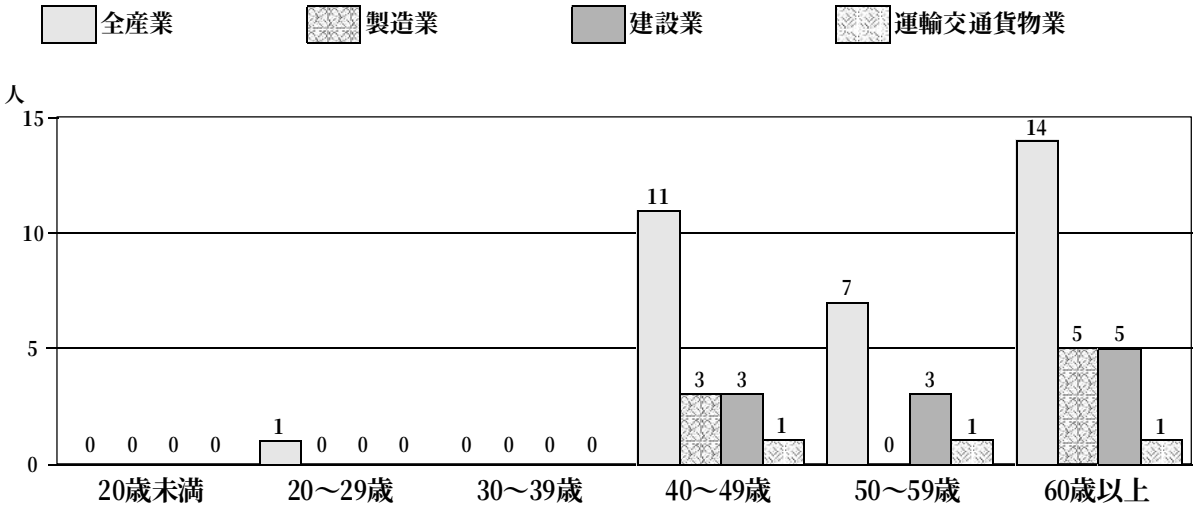

(2) 事業場規模別

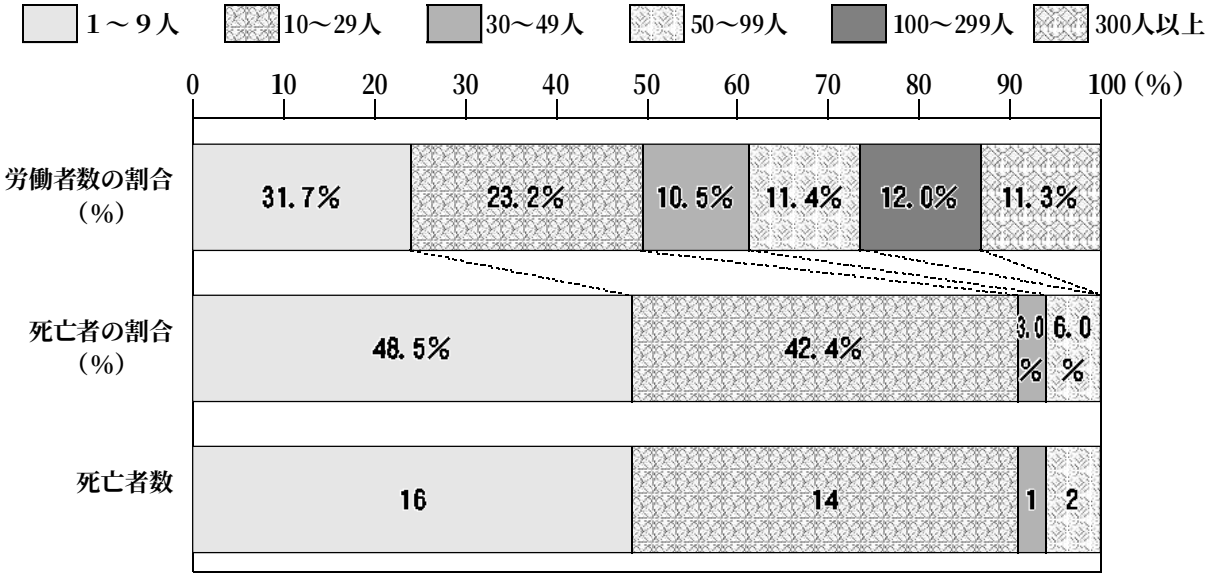

（注）　経済サンセス-基礎調査（平成21年）に基づき算出

⑨ 依然として増加傾向の有所見率

１．定期健康診断結果有所見率の推移

全国的には有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるため、有所見率の改善に向けた取組が求められます。

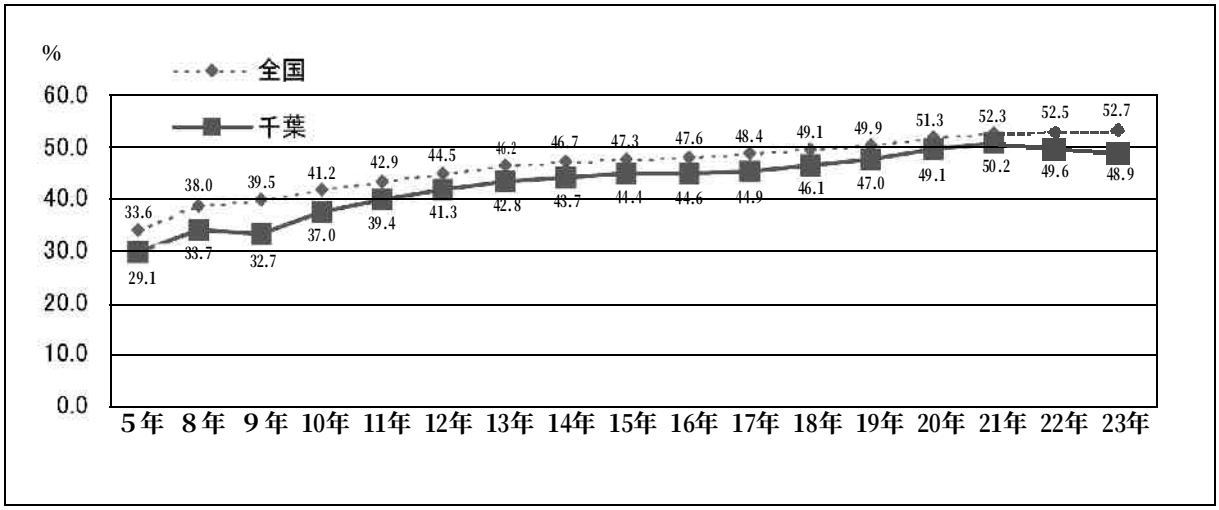

２．項目別有所見率

血中脂質検査、肝機能検査、血圧検査に高い所見が見受けられます。

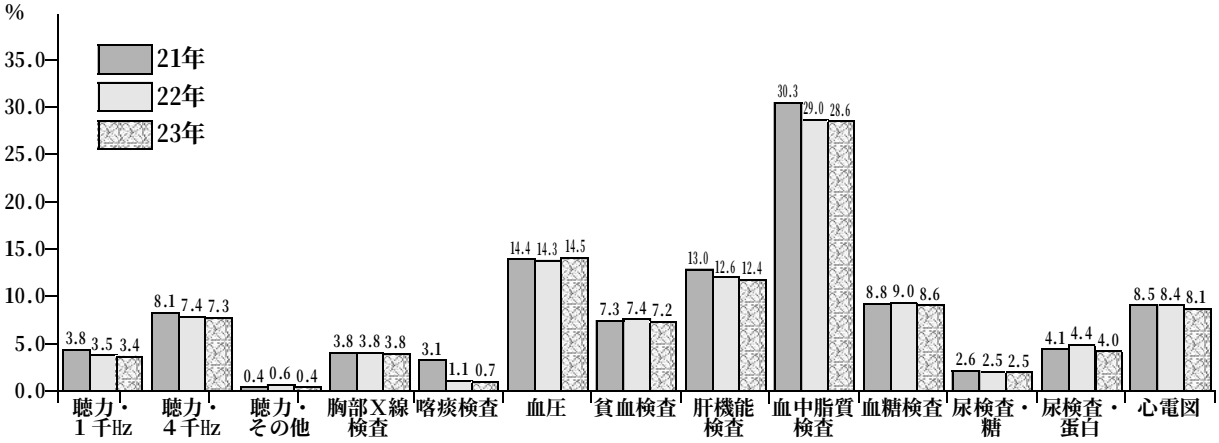

３．業種別有所見率

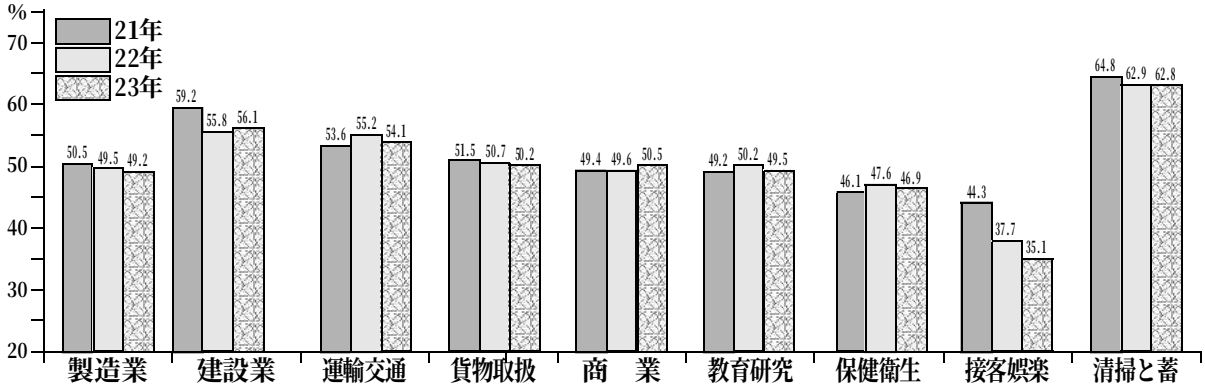

⑩ 高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等

1　脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移（「過労死」等の労災補償の推移）

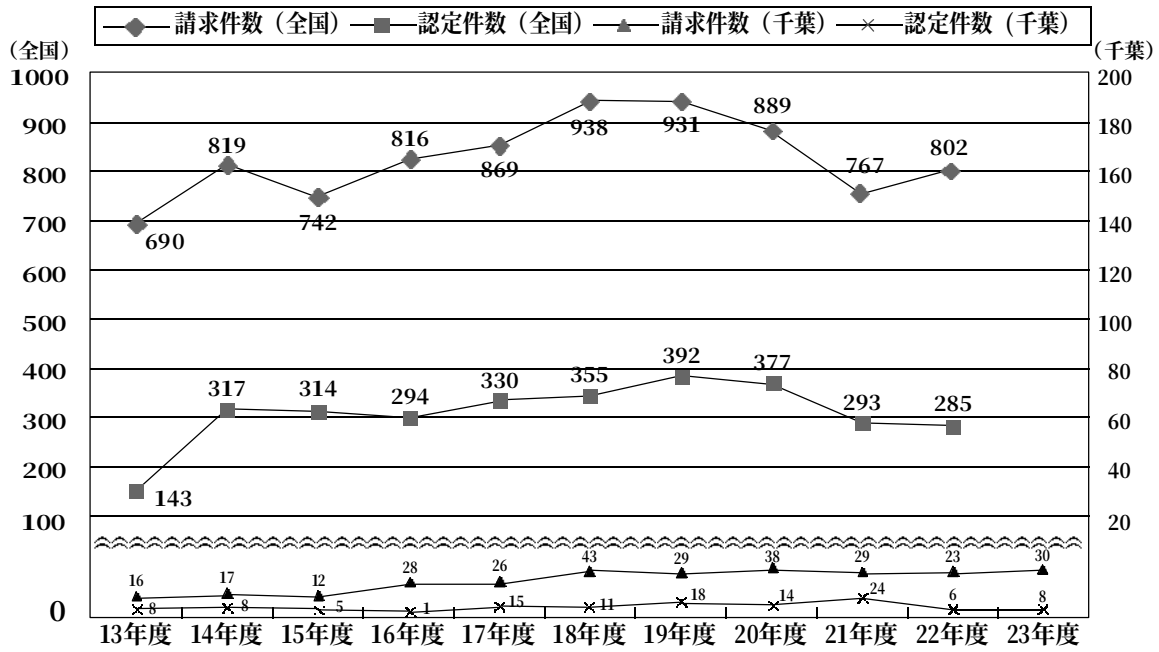

注）１．認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2　精神障害等の労災補償の推移

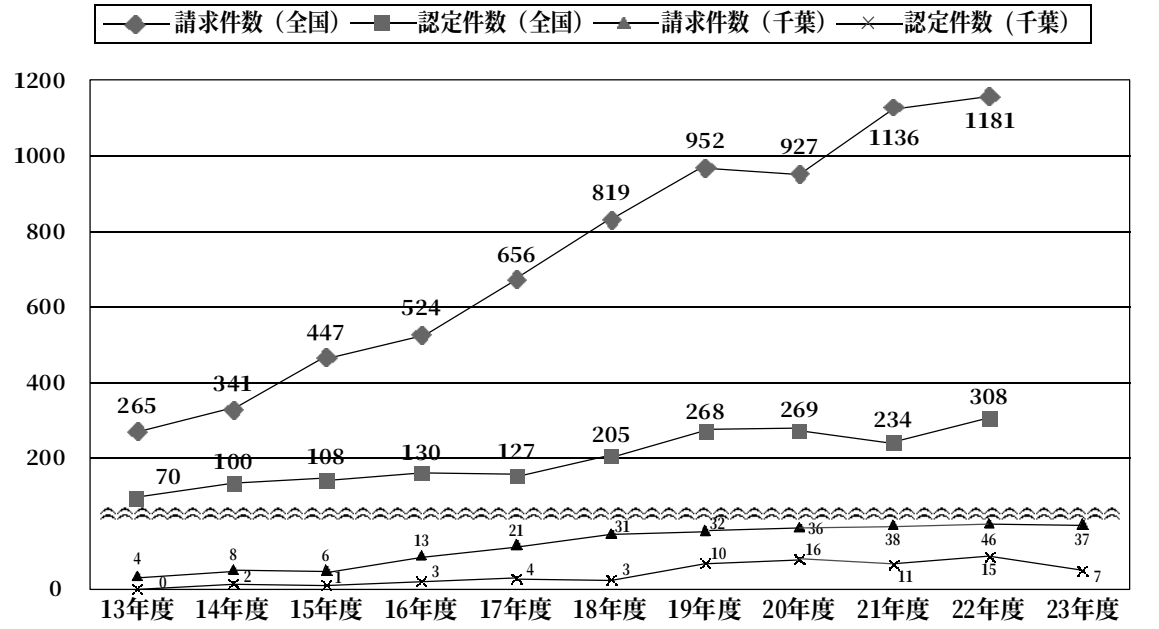

注）認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

11 平成23年の主な死亡災害

1．製　造　業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	2月	その他の鉄鋼業	切れ、こすれ	完成鋼板製品の形状保護のため角材の添え木を携帯用丸鋸で切断作業で、椅子に座り段ボールの上に台木を２本置き、さらにその上に添え木をおいて切断作業していたところ、携帯用丸鋸の刃が大腿部の内側に当たり切創し出血性ショックにより死亡した。
2	3月	その他の金属製品製造業	飛来、落下	ハッカーを用いて、コンポデッキ（1.99×0．75×0.21メートル、重さ420Kg）の一箇所に玉掛けし定格荷重4．8トンの天井クレーンで運搬し、台敷の上に仮置きしようしたところ、この荷が振れて台敷にぶつかり、その拍子に荷がハッカーから外れて落下し傍らにいた被災者に激突した。
3	3月	非鉄金属製造業	はさまれ、巻き込まれ	ホイスト式天井クレーンの不具合の状況確認をするために、別の並置クレーンのサドルに進行方向に背を向けた状態で乗り、クレーン運転手に指示して不具合の天井クレーンに向かって走行させ、工場建屋の梁付近に来たとき被災者は停止、後退の合図を出し、これに従いクレーン運転者がクレーンを後退させたところ被災者が工場建屋壁とクレーンのサドルとの間に倒れ込み腰部を挟まれた。
4	4月	その他の金属製品製造業	崩壊、倒壊	鉄製架台を廃材にするため､定格荷重1トンの天井クレーンを使い、架台を倒して解体中、天板の付近に被災者が立ち入ったところ、自立していた架台とH鋼材との溶接部が剪断し、架台が被災者の方に倒れ架台と床の間に腰をはさまれた。
5	5月	自動車整備業	はさまれ、巻き込まれ	トラックの荷台下部に燃料タンクを取り付ける作業で、被災者はフォークリフトのバックレストの間に入り、取り付ける燃料タンクの位置を調整し、フォークリフトの運転手に合図をしたところ、フォークリフトが前進し、バックレストとトラックの荷台フレームの間に頭部が挟まれた。
6	6月	その他の金属製品製造業	崩壊、倒壊	親会社の構内で、被災者が搬送した架台をフォークリフトで吊り上げてトラックから荷下ろしする作業中、親会社の社員がフォークリフトに玉掛けをしていたところ、架台が倒れ被災者の顔面を直撃した。
7	6月	セメント・同製品製造業	転倒	転倒したフォークリフトのヘッドガードとコンクリートの床との間に頸部が挟まれた被災者が発見された。フォークリフトは荷を積載していなかったが、走行したと思われる場所は傾斜地であり、南側前輪が通過したと思われる場所は12度の勾配で凹凸もあった。
8	11月	機械器具製造業	墜落、転落	工場建屋内ピット床面から６メートル上方に据え付けられた制作中の機械の性能テストをするため、取付場所に足場を組みたてていたときに、足場上方２メートルの機械の架台から足場に下りようとした被災者が足場上に転落し、その弾みで足場の開口部から６メートル下のピット床面に墜落した。

2．建設業（土木工事関係）

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	8月	道路建設工事業	はさまれ、巻き込まれ	舗装修繕工事現場で、小型締固め振動機（プレートコンパクター）を使い、舗装の継ぎ目部分に予備転圧作業を行っていた被災者が、予備転圧する際にプレートコンパクターとアスファルト舗装面との間に入れる敷鉄板を手に持って次の施工箇所に移動中、後退してきたコンバインド振動ローラー（重量3.6トン）にひかれた。
2	11月	その他の土木工事業	墜落、転落	庭園管理業務で脚立に上り黒松の枝の剪定をしていたところ、高さ1.73メートルの作業位置から地上に墜落した。

３．建設業（建築工事関係）

番号	災害発生月	業　　種	事故の型	発　　生　　状　　況
1	４月	解 体 工 事 業	踏み抜き	鉄骨倉庫解体工事で、スレートの屋根の上で、スレートの取り外し作業を行っていたところ、スレートを踏む抜き、5.27メートルのコンクリートの床に墜落した。
2	５月	木造家屋建築工事　　業	墜落、転落	外装塗装工事で、被災者が２階屋根の雨樋を塗装のため1階屋根の上で塗装していたときに足を滑らせ約4メートル下のコンクリート舗装されたタタキに墜落した。
3	９月	建築設備工事業	激突	原料を投入するベルトコンベアーのギャラリー（屋根、壁で囲まれた構造物）の波板の補修作業中、５名がギャラリー上の作業台に車に乗って移動していたところ、台車を稼働するウインチのモーターのケーシングが破断して、モーターのシャフトが外れたため、台車が自重で自走（下降）し約130メートル下方にあるベルトコンベアーのエンドレスストッパーに激突した。
4	10月	建 築 工 事 業	激突され	足場材の資材置き場で、吊り上げ荷重2．93トンの積載型移動式クレーンで結束された足場材60枚（重量835kg）をトラックの荷台から下ろすときにトラックが浮きゆっくりと転倒した。転倒した５段ジブの内４段目のジブが被災者にあたった。
5	10月	建 築 工 事 業	墜落、転落	台風により屋根の損傷があり、その復旧工事で損傷した屋根材を撤去し、撤去後の梁上で作業中、5.5メートル下に墜落した。

４．建設業（その他の建設業）

番号	災害発生月	業　　種	事故の型	発　　生　　状　　況
1	３月	その他の建設事業	交通事故（道路）	計画停電対策のため早出出社し現場に向かい、その後トラックでこの現場から会社倉庫に資材を取りに向かう途中、交差点で３トントラックと衝突した。
2	７月	電気通信工事業	墜落、転落	街路灯の更新工事で、 街路灯の支柱にはしごを掛け、地上2.8メートルの高さの地点でガイシの取付作業をしていたところ、はしごのバランスが崩れ被災者ははしごとともに地下道に続く階段の箇所に墜落した。（墜落高さは4.5メートル）
3	８月	機械器具設置工業	有害物との接触	塩酸の入ったタンクの上部配管を移設するため、被災者は配管の切断位置を確認するためにタンクの上に上ったところ、タンク天板が抜けてタンク内部に墜落した。それを目撃した他の労働者が墜落した被災者を助けるためタンクの上のマンホール部にしゃがんで救助を試みるがマンホールごと抜けてしまい、タンクの中に墜落した。タンクはＦＲＰ製で塩酸濃度は35％であった。

５．運輸交通貨物業

番号	災害発生月	業　　種	事故の型	発　　生　　状　　況
1	３月	特　定　貨　物自動車運送業	墜落、転落	飼料の配送を行っていた被災者が、配送先に設置されている高さ5.5メートルの飼料タンクの下で、意識を失いうつ伏せに倒れているところを発見された。この飼料タンクの上から墜落したものと推定される。
2	３月	一　般　貨　物自動車運送業	交通事故（道路）	被災者は大形貨物自動車を運転し、名阪国道を大阪方面に向かう車線で、車両４台が関係する交通事故が発生しこの事故に巻きこまれ、搬送先病院で死亡した。
3	10月	一　般　貨　物自動車運送業	墜落、転落	卸売市場構内で大型トラック（ウイング車、11トン）の荷の積卸し作業を行っていたトラック運転手がトラック荷台下で意識不明の状態で倒れているところを発見された。トラックの荷台から墜落したと推定された。

千葉労働局管内で発生した他局分の死亡災害

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	4月	一般貨物自動車運送業	転倒	被災者は、トレーラー連結車のトレーラーに積んでいた伐採木の束を最大荷重2.8トンのフォークリフトで木材置き場に下ろす作業中、トレーラーの連結車が前進し、トレーラーに設置してあったスタンション（積荷の転落を防止するための支柱）とフォークリフトのフォークが接触し、この接触でフォークリフトが横転し、フォークリフトのヘッドガードと地面の間に挟まれた。
2	5月	一般貨物自動車運送業	墜落、転落	被災者は、間仕切用パーテーション（1×1メートル、重さ約3ｋｇ）を持って、高さ1. 16メートルのトラックのゲートの端に立ったところ、強風にあおられ墜落した。

6．その他の業種

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	1月	その他の各種事業	転倒	屋内で新車のワックスコーティング作業を行っていた被災者が「ううっ」という声を発してコンクリートの床に仰向けに倒れ後頭部を打撲し搬送先の病院で死亡した。
2	3月	畜産業	はさまれ、巻き込まれ	製袋工が、鶏糞肥料製袋工程の鶏糞供給機で、肥料をほぐす攪拌機に、巻きこまれて死亡した。一人作業で目撃者はいなかった。
3	3月	農業（園芸サービス業）	転倒	個人宅の敷地の上に伸びた木を伐採するため現場に事業主と一緒に入り、別々に作業を行っていたが、被災者が何らかの理由で前のめりに倒れ込む様子を事業主が発見し、病院へ搬送したが、頭部外傷による脳ヘルニアで死亡した。
4	3月	銀行・信託業	交通事故（道路）	営業のためオートバイで歩行者押しボタン信号のある交差点を直進中、左側から走行してきたトラックと衝突した。
5	4月	その他の卸売業	崩壊、倒壊	東日本大震災の液状化現象により、鋼材を積み重ねてあった倉庫内に土砂が噴出した。土砂を除去する作業で、被災者外２名は、Ｉ形鋼が５段に積み重ねられたはいを天井クレーンで他の場所に移動させ、当該地盤に噴出した土砂をスコップで一輪車に積み込み、屋外に搬出する途中、隣に積み重ねてあったＩ形鋼13段のはいが倒壊し、被災者がその下敷きとなった。
6	5月	新聞販売業	交通事故（道路）	バイクで夕刊配達のため、県道を走行中、後方から居眠り運転の乗用車に追突され死亡した。
7	5月	社会福祉施設	交通事故（道路）	訪問介護サービスを終え、次の利用者宅に向かう前に一旦事務所に立ち寄るため自転車で走行中、交差点を横断していたとき、国道を千葉方面から走行し右折しようとしたトラックと接触し転倒死亡した。
8	6月	農業（造園業）	墜落、転落	野球場敷地内擁壁の上で、立ち木の枝打ち作業で、刈り取った枝を撤去するため手作業で運搬していたところ、高さ7.02メートルの擁壁の下に墜落した。
9	8月	農業（造園業）	墜落、転落	高さ6.5メートルの立ち木（まてばしい）の剪定にあたり、この立ち木の頂部まで登り、下りながら作業をしていたところ、隣接する住宅敷地内に墜落した。
10	9月	社会福祉施設	高温・低温の物との接触	運動会中に、午前９時30分から気分が悪くなったものの水分の補給や休憩を取りながら運動会に参加していたが、午前11時20分頃体調が悪化し、救急車で搬送されたが午後２時過ぎに熱中症で死亡した。
11	11月	新聞販売業	交通事故（道路）	被災者はバイクで朝刊を配達中、県道で後方からバイクを追い越そうとして走行してきた乗用車に激突された。

千葉労働局管内で発生した他局分の死亡災害

番号	災害発生月	業　　種	事故の型	発　　生　　状　　況
1	7月	警　　備　　業	激突され	東関東自動車道路舗装工事で交通整理員は交通規制の区域の次の規制区域に移動しようとした標識車の後方にいたため、発進のために助走距離を取ろうとして後進した同標識車に激突された。
2	8月	警　　備　　業	高温・低温の物との接触	残土処理場において、軽自動車の車内で休憩中であった被災者が、口から泡を吹いて意識不明の状態で発見されたが、その後死亡が確認されたもの。
3	10月	警　　備　　業	交 通 事 故（道路）	大型スーパーの外壁塗装工事に伴い、交通誘導員である被災者は、建物の周囲歩道で歩行者の交通誘導を行っていたところ、普通乗用車が車道上に設置してある交通標識に衝突し、その衝撃で交通標識が倒れ、交通標識の背後にいた被災者の頭部に直撃し被災したもの。

12 資　料

事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説　　明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類番号	分類項目	説　　明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 （高温の場合） 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 （低温の場合） 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、ＣＯ中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 （起因物との関係） 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 （起因物との関係） 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 （起因物との関係） 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	（起因物との関係） 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故（道路）	（道路） 交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故（その他）	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起因物分類コード表

分類番号 大	分類番号 中	分類番号 小	分類番号
1動力機械	11	111	原動機
	12	121	動力伝導機構
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤
		132	帯のこ盤
		133	かんな盤
		134	角のみ盤、木工ボール盤
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤
		136	チェーンソー
		139	その他の木工用機械
	14 建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械
		142	掘削用機械
		143	基礎工事用機械
		144	締固め用機械
		145	解体用機械
		146	高所作業車
		149	その他の建設用機械
	15 金属加工用機械	151	旋盤
		152	ボール盤、フライス盤
		153	研削盤、バフ盤
		154	プレス機械
		155	鍛圧ハンマー
		156	シャー
		159	その他の金属加工用機械
	16 一般動力機械	161	遠心機械
		162	混合機、粉砕機
		163	ロール機(印刷ロール機を除く)
		164	射出成型機
		165	食品加工用機械
		166	印刷用機械
		167	産業用ロボット
		169	その他の一般動力機械
2物上げ装置、運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン
		212	移動式クレーン
		213	デリック
		214	エレベータ・リフト
		215	揚貨装置
		216	ゴンドラ
		217	機械集材装置、運材索道
		219	その他の動力クレーン等
	22 動力運搬機	221	トラック
		222	フォークリフト
		223	軌道装置
		224	コンベア
		225	ローダー
		226	ストランドルキャリア
		227	不整地運搬車
		229	その他の動力運搬機
	23 乗物	231	乗用車、バス、バイク
		232	鉄道車両
		239	その他の乗り物

分類番号 大	分類番号 中	分類番号 小	分類番号
3その他の装置	31 圧力容器	311	ボイラー
		312	圧力容器
		319	その他の圧力容器
	32	321	化学設備
	33 溶接装置	331	ガス溶接装置
		332	アーク溶接装置
		339	その他の溶接装置
	34 炉等窯	341	炉　窯
		342	乾燥設備
		349	その他の炉窯等
	35 電気設備	351	送配電線等
		352	電力設備
		359	その他の電気設備
	36 人力機械工具等	361	人力クレーン
		362	人力運搬
		363	人力機械
		364	手工具
	37 用具	371	はしご等
		372	玉掛用具
		379	その他の用具
	39	391	その他の装置、設備
4仮設物、建築物、構築物等	41 仮設物建築等構築物等	411	足場
		412	支保工
		413	階段、桟橋
		414	開口部
		415	屋根、はり、もや、けた、合掌
		416	作業床、歩み板
		417	通路
		418	建築物、構築物
		419	その他の仮設物、建築物、構築物等
5物質・材料	51 危険物有害物等	511	爆発性の物等
		512	引火性の物
		513	可燃性のガス
		514	有害物
		515	放射線
		519	その他の危険物、有害物等
	52 材料	521	金属材料
		522	木材、竹材
		523	石、砂、砂利
		529	その他の材料
6荷	61 荷	611	荷姿のもの
		612	機械装置
7環境等	71 環境等	711	地山、岩石
		712	立木等
		713	水
		714	異常環境等
		715	高温、低温環境
		716	その他の環境等
9その他	91	911	その他の起因物
	92	921	起因物なし
	99	999	分類不能

千葉労働局　第11次労働災害防止計画の概要

Ⅰ　労働災害防止計画

○労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画

○第11次労働災害防止計画の期間：平成20年度～平成24年度

Ⅱ　労働災害をめぐる動向

○死亡者数：平成15年67人→平成20年59人

○死傷者数：平成15年5,182人→平成20年5,420人

○定期健康診断における有所見率：平成15年44．4%→平成20年49．1%

Ⅲ　第11次労働災害防止計画の目標

○死亡者数について対平成19年比で20%以上減少させること。

○死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること。

○労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少傾向に転じさせること。

Ⅳ　第11次労働災害防止計画の概要

1　自主的な安全衛生活動の促進

⑴「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進

⑵ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等

⑶ 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等

2　労働災害多発業種、特定災害対策

⑴ 重点業種対策（食料品製造業、金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業）

⑵ 第三次産業対策

⑶ 爆発・火災防止対策

⑷ 交通労働災害防止対策

3　職業性疾病等の予防対策

⑴ 石綿障害予防対策　⑵ 化学物質対策　⑶ 粉じん障害防止対策　⑷ 腰痛予防対策　⑸ 振動・騒音障害防止対策　⑹ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

4　過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策

⑴ 過重労働による健康障害防止対策

⑵ メンタルヘルス対策

5　産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

⑴ 産業保健活動の活性化　⑵ 健康づくり対策　⑶ 快適職場づくり対策

6　安全衛生管理対策の強化

⑴ 安全衛生教育の効果的な推進等　⑵ 中小規模事業場対策の推進

⑶ 就業形態の多様化等に対する対策　⑷ 高年齢労働者対策等の推進

7　関係機関との連携等

⑴ 安全衛生団体等の活動の促進

⑵ 関係行政機関との連携